

引 渡 期 限	令和9年3月12日		引 渡 場 所		航空自衛隊小牧基地		
品 名 (件 名)	規 格		単位	数量	単 価	金 額	備 考
用途廃止済航空機(回転翼:シングルローター)の売却外	仕様書のとおり		式	1			
	以下余白						
入札(見積)金額			(税込)				
	¥						

市価調査書

契約担当官
航空自衛隊第1輸送航空隊
会計隊長 殿

令和 年 月 日

住所、会社名、代表者名

引 渡 期 限	令和9年3月12日		引 渡 場 所		航空自衛隊小牧基地		
品 名 (件 名)	規 格		単位	数量	単 価	金 額	備 考
用途廃止済航空機(回転翼:シングルローター)の売却 外	仕様書のとおり		式	1			
(内訳)							
用途廃止済航空機(回転翼:シングルローター)	仕様書のとおり		機	1			
	S-62						
用途廃止済航空機(固定翼機)	仕様書のとおり		機	1			
	T-33A						
解体費	仕様書のとおり		式	1		▲	
	S-62、T-33A						
収集運搬費			式	1		▲	
重機回送費			式	1		▲	
諸経費			式	1		▲	
大計(見積) 金額	¥ (税込)						

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	調達要領指定書による	仕様書番号	小牧LPS-X00120
品 名 又は 件 名	用途廃止済航空機（回 転翼：シングルロータ ー）の売払	承 認	令和 8 年 6 月 1 1 日
		作 成	令和 8 年 6 月 1 1 日
		改 正	
		作成部 隊等名	第 1 輸送航空隊 整備補給群補給隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊小牧基地が保有する用途廃止済航空機（以下「用廃機」という。）のうち、回転翼（シングルローター）の解体及び売払について適用する。

1.2 用語及び定義

a) 用廃機

調達要領指定書による。

b) 解体品

本仕様書に基づき、解体された用廃機及びその構成品をいう。

c) 引取

解体品の収集及び運搬をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 規定範囲

次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書及び見積書の提出時において最新版とする。

1.3.2 引用文書

小牧基地（物品役務）共通仕様書（航空自衛隊小牧基地ホームページに掲載）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

a) 用廃機の買取

b) 用廃機の解体

c) 解体品の引取

2.2 履行場所

調達要領指定書による。

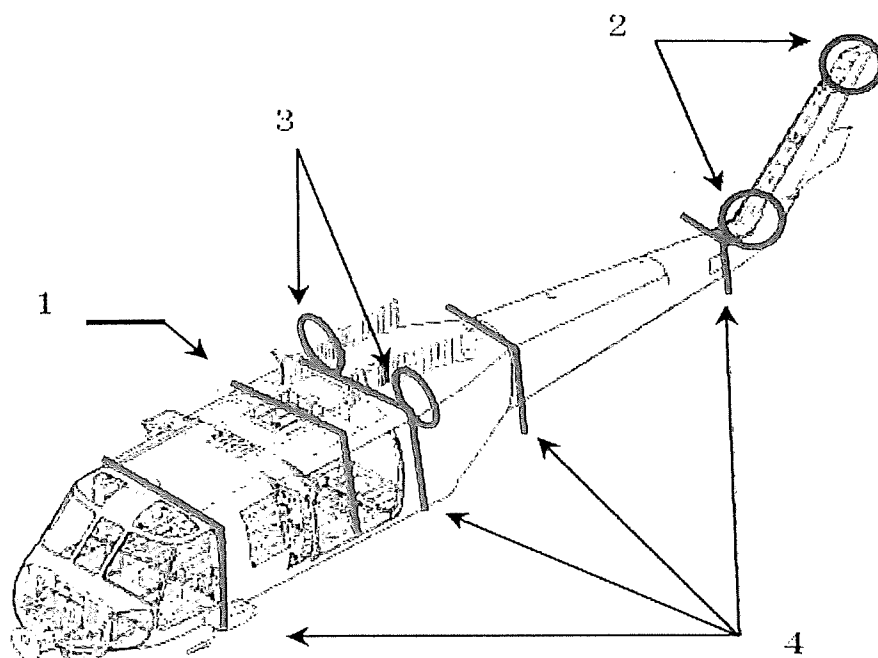
2.3 役務対象品

用廃機とし、細部は調達要領指定書による。

2.4 解体要領

- a) 契約相手方は、用廃機及びその付属品を再使用できないように解体するものとし、その細部は図のとおり。

図一用廃機の解体要領



- 1 胴体中央部を切断するものとする。
- 2 中間ギア・ボックス及びテール・ギア・ボックス取付部を押し潰し又は破壊するものとする。
- 3 エンジン・サポート取付部を押し潰しにより破壊するものとする。
- 4 コックピット、キャビン、トランジション、テールコーン及びテールパイロンの結合部を押し潰し又は破壊するものとする。
- 5 その他航空機付属装備品は、監督官の指示により切断、押し潰し又は破壊等を実施するものとする。

注意 図の機体は解体例であり、役務対象品を示すものではない。

- b) 解体作業の実施に当たっては、コンクリート舗装面、周囲の物品及び施設に損傷を与えることのないよう十分留意するとともに、必要に応じて鉄板等を敷設及び仮囲いの設置その他適切な措置を講じるものとする。

2.5 解体品の引取

監督官の確認を受けた解体品のみ引取を行うものとする。

2.6 履行期限

調達要領指定書による。

2.7 資器材

役務履行に必要な資器材は、契約相手方が準備するものとする。

3 品質保証

件 名	用途廃止済航空機（回転翼：シングルローター）の売却
-----	---------------------------

3.1 監督

小牧基地内で役務を履行する場合は、契約担当官が指定する監督官の立ち合いのもと、実施するものとする。この際、契約相手方は監督官の指示に従い作業をするとともに、監督官が実施する破壊箇所の写真撮影に協力するものとする。

3.2 役務の完成検査

契約担当官が指定する検査官が、解体及び引取の検査確認をもって行う。

4 保全

- a) 契約相手方は、小牧基地の規則に基づく所要の手続きを実施する。また、立ち入りは、本役務に必要な場所のみとし、基地内行動について、官側の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方は、基地内における写真撮影については、官側の許可を得るものとし、本役務の履行に必要な場合のみとする。また、写真及びデータについては、本役務完了後に消去するものとする。

5 その他の指示

5.1 受領書

契約相手方は、官側が用意する受領書3部に、必要事項を記入し、官側へ提出するものとする。

5.2 その他必要な事項

その他必要な事項については、調達要領指定書に示すものとする。なお、本仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に明示のない事項については、契約担当官を通じて協議の上、決定するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求書番号	売払要求番号補第7号
	調達要求年月日	令和8年8月18日
	作 成 部 課	第1輸送航空隊 整備補給群 補給隊
	作 成 年 月 日	令和8年7月28日
品 名	用途廃止済航空機（回転翼：シングルローター）の売払	
仕様書番号	小牧LPS-X00120	

指定事項：

1.2 用語及び定義

a) 用廃機

S-62とする。

2.2 履行場所

航空自衛隊小牧基地の第1輸送航空隊基地業務群管理隊（以下「小牧基地」という。）及び契約相手方処分場とする。

2.3 役務対象品

S-62，1機とする。

2.6 履行期限

令和9年3月12日

5.2 その他必要な事項

- a) 小牧基地で解体を行う場合は、あらかじめ作業時間を官側と協議のうえ決定するものとし、重機を使用する作業については、休日及び祝日に実施するものとする。
- b) 契約相手方は、契約相手方処分場において解体を実施する場合は、解体完了後、その状態を撮影した画像を官側へ提出して確認を受けるものとする。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	調達要領指定書による	仕様書番号	小牧LPS-X00117-1
品 名 又は 件 名	用途廃止済航空機（固定翼機）の売払	承認	令和 7年10月 3日
		作成	令和 7年 9月25日
		改正	令和 8年 6月11日
		作成部隊等名	第1輸送航空隊 整備補給群補給隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊小牧基地が保有する用途廃止済航空機（以下「用廃機」という。）のうち、固定翼航空機の解体及び売払について適用する。

1.2 用語及び定義

a) 用廃機

調達要領指定書による。

b) 解体品

本仕様書に基づき、解体された用廃機及びその構成品をいう。

c) 引取

解体品の収集及び運搬をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 規定範囲

次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書及び見積書の提出時において最新版とする。

1.3.2 引用文書

小牧基地（物品役務）共通仕様書（航空自衛隊小牧基地ホームページに掲載）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

a) 用廃機の買取

b) 用廃機の解体

c) 解体品の引取

2.2 履行場所

調達要領指定書による。

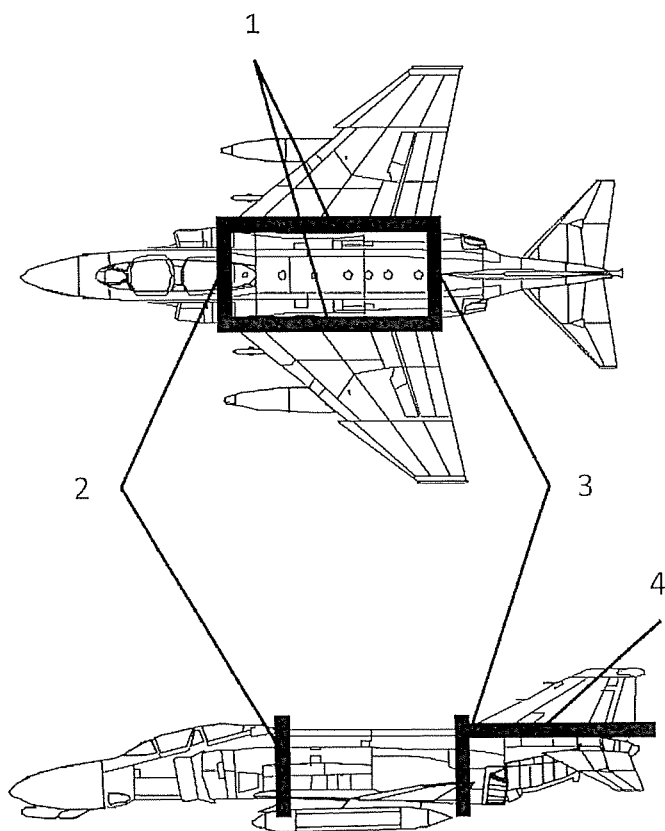
2.3 役務対象品

用廃機とし、細部は調達要領指定書による。

2.4 解体要領

- a) 契約相手方は、用廃機及びその付属品を再使用できないように解体するものとし、その細部は図のとおり。

図一用廃機の解体要領



- 1 翼桁を完全に切断するものとする。
- 2 翼前方付近において、前部胴体を完全に切断するものとする。
- 3 翼後方付近において後部胴体を完全に切断するものとする。
- 4 垂直尾翼取り付け金具を切断するものとする。
- 5 その他航空機付属装備品は、監督官の指示により切断、押し潰し又は破壊等を実施するものとする。

注意 図の機体は解体例であり、役務対象品を示すものではない。

- b) 解体作業の実施に当たっては、コンクリート舗装面、周囲の物品及び施設に損傷を与えることのないよう十分留意するとともに、必要に応じて鉄板等を敷設及び仮囲いの設置その他適切な措置を講じるものとする。

2.5 解体品の引取

監督官の確認を受けた解体品のみ引取を行うものとする。

2.6 履行期限

調達要領指定書による。

2.7 資器材

役務履行に必要な資器材は、契約相手方が準備するものとする。

件 名	用途廃止済航空機（固定翼機）の売払
-----	-------------------

3 品質保証

3.1 監督

小牧基地内で役務を履行する場合は、契約担当官が指定する監督官の立ち合いのもと、実施するものとする。この際、契約相手方は監督官の指示に従い作業をするとともに、監督官が実施する破壊箇所の写真撮影に協力するものとする。

3.2 役務の完成検査

契約担当官が指定する検査官が、解体及び引取の検査確認をもって行う。

4 保全

- a) 契約相手方は、小牧基地の規則に基づく所要の手続きを実施する。また、立ち入りは、本役務に必要な場所のみとし、基地内行動について、官側の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方は、基地内における写真撮影については、官側の許可を得るものとし、本役務の履行に必要な場合のみとする。また、写真及びデータについては、本役務完了後に消去するものとする。

5 その他の指示

5.1 受領書

契約相手方は、官側が用意する受領書3部に、必要事項を記入し、官側へ提出するものとする。

5.2 その他必要な事項

その他必要な事項については、調達要領指定書に示すものとする。なお、本仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に明示のない事項については、契約担当官を通じて協議の上、決定するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求書番号	売払要求番号補第 7 号
	調達要求年月日	令和 8 年 8 月 1 8 日
	作 成 部 課	第 1 輸送航空隊 整備補給群 補給隊
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 8 日
品 名	用途廃止済航空機（固定翼機）の売払	
仕 様 書 番 号	小牧 L P S - X 0 0 1 1 7 - 1	
指定事項： 1. 2 用語及び定義 a) 用廃機 T-33A とする。 2. 2 履行場所 航空自衛隊小牧基地の第 1 輸送航空隊基地業務群管理隊（以下「小牧基地」という。）及び契約相手方処分場とする。 2. 3 役務対象品 T-33A，1 機とする。 2. 6 履行期限 令和 9 年 3 月 1 2 日 5. 2 その他必要な事項 a) 小牧基地で解体を行う場合は、あらかじめ作業時間を官側と協議のうえ決定するものとし、重機を使用する作業については、休日及び祝日に実施するものとする。 b) 契約相手方は、契約相手方処分場において解体を実施する場合は、解体完了後、その状態を撮影した画像を官側へ提出して確認を受けるものとする。		